

伊丹市長 宛 年 月 日 提出	フリガナ	生年月日	個人番号
	氏名	明・大・昭・平・令 年 月 日	業種又は職 世帯主の氏名
	現住所	電話番号	世帯主との続柄
		代理人の氏名	

			A 収 入 金 額		B 必要経費（専従者給与額を含む。）		C 青色申告特別控除額		所得金額（A－B－C）			
収入金額及び所得金額	事業	営 業 等	ア	円		円		円	(1)	円		
		農 業	イ						(2)			
	不 動 産	ウ							(3)			
		利 子	エ							(4)		
	配 当	オ							(5)			
	給 与	カ							(6)			
	雑	公的年金等	キ							(7)		
		業 務	ク							(8)		
		そ の 他	ケ							(9)		
			A 収 入 金 額		B 必要経費		C 差引金額（A－B）		D 特別控除額		所得金額（C－D）	
総合譲渡	短 期	コ	円		円	ス	円		円	タ	円	
	長 期	サ				セ				チ		
	一 時	シ				ソ				ツ		
総合譲渡・一時 [タ＋1/2(チ＋ツ)×1/2]										(10)	円	
所 得 の 合 計										(11)	円	

配偶者控除 同一生計配偶者特別控除	フリガナ氏名	生年月日	障害の程度
		明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整
	合計所得金額	(49)	☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）

配偶者特別控除を受ける場合のみご記入ください。↓

控除対象扶養親族	1	フリガナ氏名	続柄	生年月日	障害の程度	扶養控除額 万円
				明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	
		個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整		
	2			明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	万円
		個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整		
				明・大・昭・平・令 年 月 日	身・療・精 級	万円
16歳未満対象扶養親族	1			平・令 年 月 日	身・療・精 級	
		個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整		
				平・令 年 月 日	身・療・精 級	
	2			平・令 年 月 日	身・療・精 級	
		個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整		
				平・令 年 月 日	身・療・精 級	
3			平・令 年 月 日	身・療・精 級		
	個人番号		☐ 同居 ☐ 別居 ☐ 国外居住 ☐ 調整			

点線以下は職員記入欄です。

宛 名 番 号			
審査		入力	受付
配偶者控除 扶養控除 扶養障害 障害 年少 同一			
本人該当事項 専従者 調整 課方			
未成 普障 特障 寡婦 理由 ひ親 勤学 配専 控専			

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	(12)	
	小規模企業共済等掛金控除	(13)	
	生命保険料控除	(14)	
	地震保険料控除	(15)	
	寡婦、ひとり親控除	(T)	
	勤労学生、障害者控除	(U)	
	配偶者控除	(V)	
	配偶者特別控除	(16)	
	扶養控除	(W)	
	基礎控除	(X)	
	小計	(Y)	
	雑損控除	(17)	
医療費控除	区分 ☐	(18)	
合計	(Z)		

セルフメディケーション税制の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「✓」と記入してください。

旧生命保険料	a	
新生命保険料	b	
介護医療保険料	c	
旧個人年金保険料	d	
新個人年金保険料	e	
地震保険料	f	
旧長期損害保険料	g	

様

受付日付印

市民税・県民税税額決定・納税通知書の発送は6月10日頃を予定しています。

令和4年度分 市民税・県民税

◆所得の種類(主なもの)と計算方法

(1) 営業等の所得	販売業、飲食業、サービス業、外交員、大工・左官など	収入金額－必要経費
(6) 給与所得	パート・アルバイトなどによる収入を含む	収入金額－給与所得控除額
(7)(8)(9) 雑所得	キ 公的年金等 ク 業務 ケ その他	公的年金等収入額－公的年金等控除額 収入金額－必要経費

◆税額控除(調整控除)

【市県民税の課税総所得金額等が200万円以下の者】

次の①と②のいずれか小さい額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②市県民税の課税総所得金額等

【市県民税の課税総所得金額等が200万円超の者】

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

- ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②市県民税の課税総所得金額等から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 10万円 配偶者特別 48万円超50万円未満 50万円以上55万円未満
寡婦控除	1万円	配偶者特別控除	5万円 3万円 2万円 1万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円 特定 18万円 同居老親等 13万円
勤労学生控除	1万円		

なお、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合には、調整控除は適用されません。

申告書記載上の手びき

◆所得控除(所得金額より差し引かれるもの)

(12) 社会保険料控除	国民健康保険、その他の健康保険、国民年金、介護保険などの掛金がある場合 (全額)
(13) 小規模企業共済等掛金控除	第1種共済掛金、個人型又は企業年金加入者掛金又は心身障害扶養共済掛金の支払額がある場合 (全額)
(14) 生命保険料控除	生命保険契約等の保険料又は掛金がある場合 (計算方法は裏面をご参照ください)
(15) 地震保険料控除	地震保険及び平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険について支払った保険料がある場合
(17) 雑損控除	災害や盗難、横領に遭い、損失が生じた場合
(18) 医療費控除	治療などのために医師等に支払った医療費がある場合

(T) 寡婦控除	ひとり親に非該当かつ前年の合計所得金額が500万円以下の人で次のいずれかに該当する人……………26万円 ①夫と離婚した後、婚姻をしておらず、子以外の扶養親族を有している ②夫と死別した後、婚姻していない※又は夫の生死が不明である
(T) ひとり親控除	次の①～③の全てに該当する人……………30万円 ①現に婚姻をしていない※又は配偶者の生死が不明 ②扶養親族である子を有している ③前年の合計所得金額が500万円以下

(U) 障害者控除	納税義務者、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である場合1人につき……………26万円 ただし、その者が特別障害者である場合……………30万円 同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障害者であり、納税義務者、その配偶者又は納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合……………53万円
-----------	--

(U) 勤労学生控除	納税義務者が法令に規定する学校の学生・生徒で合計所得金額が75万円以下で、かつ自己の勤労による所得以外の所得が10万円以下である場合……………26万円
------------	---

(V) 配偶者控除	生計を一にする配偶者（他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く）を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合（詳細は裏面をご参照ください）
(16) 配偶者特別控除	

(W) 扶養控除	扶養親族が16歳以上19歳未満である場合……………33万円 扶養親族が19歳以上23歳未満である場合……………45万円 扶養親族が23歳以上70歳未満である場合……………33万円 扶養親族が70歳以上である場合……………38万円 扶養親族が70歳以上で、かつ納税義務者又はその配偶者の直系尊属で同居を常況としている場合……………45万円
----------	--

(X) 基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下である場合……………43万円 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下である場合……………29万円 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下である場合……………15万円 合計所得金額が2,500万円超である場合……………控除適用なし
----------	---

※住民票の記載で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがある場合を除きます。

◆送付先及びお問い合わせ先

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市 財政基盤部 税務室 市民税課
TEL (072) 784-8022（直通）
FAX (072) 784-8022

◆申告をする時に必要なもの

【個人番号・本人確認書類】

個人番号（マイナンバー）の利用が平成28年1月から始まったことに伴い、平成29年度以後の個人の住民税の申告手続では、個人番号（マイナンバー）を記載していただくことになりました。

つきましては、なりすまし等を防ぐため法令等に基づき、次の①②いずれかの書類のご提示をお願いいたします。

- ①個人番号（マイナンバー）カード
②通知カード（記載された住所・氏名等が住民票に記載されている事項と一致している通知カードに限ります。）又は、マイナンバーの記載のある住民票の写し、若しくは住民票記載事項証明書、及び身元確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証など）

【各種所得・控除を証明する資料】

- ・所得の証明となるもの（令和3年分の源泉徴収票・給与支給明細書など）
・社会保険料控除〔国民健康保険の保険税(料)・国民年金の保険料・介護保険の保険料など〕、生命保険料控除、地震保険料控除及び平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料控除がある場合は、その領収書又は証明書
・雑損控除（災害又は盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合に該当する所得控除）がある場合は、災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類

◆郵送でも申告ができます。全て記載できない場合は、氏名・個人番号（マイナンバー）・連絡先・扶養親族を記載の上、上記資料（①及び②については、コピー※）を同封してください。

※健康保険証については、被保険者等記号・番号等にマスキング（目隠し）を施してください。

◆納税のしくみ

個人の市民税・県民税は、前年(令和3年1月～12月)の所得を基に市町村が税額を計算し、これを納税義務者に通知して納税していただくしくみになっています。適正な課税を行うために、下記の申告をしなければならない人に該当する場合は必ず『市民税・県民税申告書』を提出していただきますようお願いいたします。

◆申告をしなければならない人

1. 令和4年1月1日現在、伊丹市に居住している人
ただし、(ア)～(オ)に該当する人は申告の必要はありません。
(ア)所得が全くない人（注1）
(イ)個人の市県民税がかからない人（市民税・県民税の申告書の書き方裏面）
(ウ)所得が給与所得のみの人で、勤務先から伊丹市に対して給与支払報告書が提出されている人
(エ)所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、年金の支払者から伊丹市に対して公的年金等支払報告書が提出されている人（注2）
(オ)税務署に所得税の確定申告書を提出する人（注3）
2. 伊丹市に居住していない人で、伊丹市に事務所・事業所又は家屋敷のある人

（注1）申告する必要がある場合であっても、保育所入所及び就学援助申請手続・公営住宅の申請・扶養の認定・国民健康保険税の算定などのために**所得がないことの申告や非課税証明書が必要な**人は申告が必要です。
（注2）年金から天引きされるもの以外に社会保険料控除や生命保険料控除があるなど、申告が必要になる場合もあります。
（注3）上場株式等に係る譲渡所得等・配当所得等について、総合課税・申告分離課税を選択する人や所得税と異なる課税方式を選択する人は**納税通知書が送達される時まで**に、所得税の確定申告や市県民税の申告が必要です。

令和4年度課税（非課税）証明書の交付申請の受付開始は6月10日頃を予定しています。

◆国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付について
Tax Exemption for Dependents Living Overseas

市民税・県民税の申告において、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税義務者に対して（1）及び（2）の書類の添付が義務付けられています。

- （1）納税義務者の親族であることが確認できる書類
（Official documentation showing your relation to the dependent.）
（2）納税義務者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことが確認できる書類
（Documentation showing that you paid for the living expenses of the dependent.）

◆配偶者控除の早見表

	納税義務者本人の 合計所得金額	市民税・県民税 の控除額
配 控 除 対 象	900万円以下	33万円
	900万円超 950万円以下	22万円
	950万円超 1,000万円以下	11万円
	1,000万円超	控除適用なし
配 老 人 控 除 対 象	900万円以下	38万円
	900万円超 950万円以下	26万円
	950万円超 1,000万円以下	13万円
	1,000万円超	控除適用なし

◆配偶者特別控除の早見表

配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	納税義務者本人の合計所得金額				市 民 税 ・ 県 民 税 の 控 除 額
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	控 除 適 用 な し	
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		

◆生命保険料控除の計算方法

生命保険・個人年金保険・介護医療保険契約等のそれぞれの保険料について、下表の計算により求めた額の合計額（限度額70,000円）

①平成23年12月31日以前に契約締結したもの(旧契約) ②平成24年1月1日以後に契約締結したもの(新契約)

支 払 保 険 料	控 除 額	支 払 保 険 料	控 除 額
15,000円以下	支払保険料の全額	12,000円以下	支払保険料の全額
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円

③旧契約・新契約両方の保険料を支払った場合 ①又は①と②の合計額（限度額 28,000円）のいずれが多い額

◆給与所得の内訳

（ アルバイト・パート勤務等により、賃金・報酬の支払を受けていた人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）

勤 務 先	名 称				
	所在地				
	電話番号				
月 別	収 入	月 別	収 入		
1 月		7 月		円	
2 月		8 月			
3 月		9 月			
4 月		10 月			
5 月		11 月			
6 月		12 月			
賞与（ボーナス）等		円			
合 計					

◆配当所得の内訳

種目・所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額
	円	円	円

◆上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税方式

《配当所得》	《譲渡所得》
☐ 総合課税	☐ 源泉分離課税（申告不要）
☐ 源泉分離課税（申告不要）	☐ 申告分離課税
☐ 申告分離課税	☐ 所得税と同じ課税方式
☐ 所得税と同じ課税方式	

◆寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分 （特例控除対象）	円	条 例 指定分	兵庫県	円
兵庫県共同募金会、日赤兵庫県支部分、 都道府県・市区町村分(特例控除対象以外)			伊丹市	

◆事業専従者に関する事項

	フリガナ 氏 名	個 人 番 号	続 柄	生 年 月 日	従事 月数	専従者給与（控除）額
1				明・大・昭・平	月	円
				年 月 日		
				青 色 申 告 の 承 認		有 ・ 無

◆事業税に関する事項

非課税所得など				円
損益通算の特例適用 前の不動産所得				円
事業用資産の 譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額（白）		円
前年中の 開（廃）業	月 日 開始・廃止			
事業所等 所在地				

◆伊丹市使用欄 課 税 証 明 〃 発 行（ ）枚
非 課 税 証 明

◆所得から差し引かれる金額に関する事項

雑控 損除	損害金額 （A）	円	保険金などで 補てんされる 金額(B)	円	差引損失額(A－B) のうち災害関連支出 の金額	円
医 療 費 控 除	支 払 医 療 費	円	保 険 金 な ど で 補 て ん さ れ る 金 額	円		
	☐ 通常の医療費控除 ☐ セルフメディケーション税制 (いずれかを選択してチェックしてください。)					
小規模企業共済等掛金控除			支 払 掛 金 の 計	円		
社 会 保 険 料 控 除	源泉徴収票記載 の社会保険料	円	国 民 年 金 保 険 料 の 計	円		
	国 民 健 康 保 険 税 (料) の 計		介護保険料の計			
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 計					
生 命 保 険 料 控 除	新生命保険料の計	円	新 個 人 年 金 保 険 料 の 計	円		
	旧生命保険料の計		旧 個 人 年 金 保 険 料 の 計			
	介 護 医 療 保 険 料 の 計					
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料の計	円	旧 長 期 損 害 保 険 料 の 計	円		
本 人 該 当 事 項	☐ 寡婦控除 〔 1. 死 別 2. 離 婚 〕 〔 3. 生死不明 4. 未帰還 〕		☐ ひとり 親控除	☐ 勤労学生控除 (学校名)		
	☐ 障害者控除 身体・療育・精神 級 障害者控除対象者認定書により（障害者・特別障害者）の認定を受けている					

◆配当割額又は株式等譲渡所得割額の
控除に関する事項

配 当 割 額 控 除 額	円
株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 控 除 額	円

◆住宅借入金等特別控除の額の内訳

住宅借入金等特別控除可能額	円
居 住 開 始 年 月 日	年 月 日
住宅借入金等特別控除区分	

◆給与・公的年金等に係る所得以外の
所得に係る市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

◆別居の配偶者・扶養親族に関する事項

	フリガナ 氏 名	住 所
1		
2		